暴力団排除条項の導入に伴う貯金規定等の改正に関するお知らせ

JAあいおいでは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)等を踏まえ、平成22年10月1日から、普通貯金規定をはじめとする各種貯金規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項(暴力団排除条項)を導入し、同日より新規定の適用を開始することとしました。

暴力団排除条項とは、貯金者(又はこれから貯金取引を開始しようとする方) 等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の 判断により契約をお断り又は解約させていただくことを定めた条項です。

改正後の新規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

なお, 定期性貯金等にも同様に条項を導入しております。詳しくは, 窓口までお尋ねください。

※ 改正内容の詳細につきましては、以下の新旧対照表をご参照ください。

暴力団排除条項の導入に伴う貯金規定等の改正について

JAあいおいは、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ)等を踏まえ、平成22年10月1日付で普通貯金規定をはじめとする各種貯金規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項(暴力団排除条項)を導入し、同日より新規定の適用を開始することとしました。

暴力団排除条項とは、貯金者(又はこれから貯金取引を開始しようとする方) 等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の 判断により契約をお断り又は解約させていただくことを定めた条項です。 改正後の新規定は、改正前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。 改正内容の詳細につきましては、以下の新旧対照表をご覧ください。

なお,定期性貯金等にも同様に条項を導入しております。詳しくは,窓口までお尋ねください。

〈 普通貯金規定新旧対照表 〉

※ この新旧対照表は、暴力団排除条項の導入に関する改正内容のみを記載しています。